

平成30年度 奨学金案内

奨学生を志望する皆さんへ

公益財団法人福岡市教育振興会

1. はじめに

福岡市教育振興会の奨学金制度は、高等学校等に在学し、まじめに勉強する者で、学費の支弁が困難と認められる生徒に対し奨学金を貸与するものです。この制度を活用し、勉学に励んでいただくことを願っております。

一方、貸与ですから高等学校等を卒業後は返還が始まります。この返還金が次の奨学生への奨学金となります。将来の返還のこともきちんと考えた上で、申し込みをご検討いただきますようお願いいたします。

2. 申込資格

保護者が福岡市民で、平成30年4月に福岡県内の高等学校（通信制の課程は福岡県外を含む）、高等専門学校、専修学校高等課程（大学入学に関し高等学校を卒業したものと同等以上の学力があると認められる者の指定に規定する文部科学大臣の指定を受けた課程に限る。※福岡有朋高等専修学校、福岡スクールオブミュージック高等専修学校等）へ進学を希望し、まじめに勉強する者で、学費の支払いが困難な人。

在日外国人の申し込みについては、制限がありますので本会にお問い合わせください。

なお、本会は、他の公共団体、法人等（福岡県教育文化奨学財団、母子父子寡婦福祉資金、あしなが育英会等）からの奨学金とは、金額にかかわらず併給することはできません。

奨学金借用中に併給が判明した場合は、本会の奨学金の貸与を取消しますので、ご注意ください。（在学高等学校長等を通して、併給がないか確認します。）

また、申込者の両親及び兄弟等に、本会の奨学金の返還を滞納している者がいる場合には、その滞納金を解消するか、または、返還誓約書等の提出がなければ、今回の申し込みを行うことはできません。

3. 借用される金額と期間

(1) 借用金額

区分	奨学資金（金額選択）	入学資金（一律）
公立	月額 18,000円	50,000円
	月額 15,000円	
	月額 10,000円	
私立	月額 25,000円	100,000円
	月額 15,000円	
	月額 10,000円	

(2) 借用期間

平成30年4月から卒業するまでの正規の修業期間です。

(例) 全日制高校：3年、定時制・通信制高校：4年、高等専門学校：5年
留年などによる借用期間の延長はありません。

なお、借用中に**休学、退学する場合は、貸与の停止または取消を行います。**

(詳しくは「本会への届出」および「貸与の停止及び取消」（5頁）を参照してください。)

4. 申込方法（申込は中学校をとおして行います。）

（1）申込に必要な書類

- ① **奨学生願書**（奨学生願書の記入について（8頁～）を参照し記入してください。）
- ② **市区町村長が発行する所得証明書または福祉事務所長が発行する保護受給証明書**
※保護者（父母等親権者）の分が必要です。
※区役所等の税務証明総合窓口、「税務証明交付申請書」（教育振興会発行）を提出し、所得証明書の交付を申請してください。（詳しくは下記の「税務証明交付申請書について」を参照してください。）
※生活保護世帯は、保護受給証明書を提出してください。（所得証明書は必要ありません。）
- ③ **その他添付書類**
※家計の急変等事情がある場合は、「平成28年1月以降に転職・就職・開業・失職等がある人」（9頁）を参照し添付してください。

（2）申込期限

中学校に確認してください。

税務証明交付申請書について

「税務証明交付申請書」は、本会に必要な内容の「所得証明書」を区役所の税務証明総合窓口で申請するための書類です。所得証明書は、生計を同一にしている保護者（父母等親権者）の分が必要です。税務証明交付申請書に必要な方の名前を記入し、申請してください。

（参考）別紙②：税務証明交付申請書 記入見本

（注） 窓口に行かれる方は、運転免許証・健康保険証など本人と確認ができるものが必要です。

（注） 申請をご家族や代理の方に依頼される方は、委任状欄に署名・押印してください。

市区町村長が発行する「所得証明書」に必要な内容は下記のとおりです。

1. 市県民税の税額	—————	（平成29年度分）
2. 総所得金額	} ———	（平成28年分）
3. 給与所得の収入金額		
4. 総所得金額の内訳		
5. 控除対象配偶者及び扶養親族の合計数		
		※証明年度に注意してください。

5. 選考・選考結果通知（中学校をとおして行います。）

（1）選考

本会の奨学生選考基準等をもとに、推薦書及び願書等を検討し、本会の理事会で採用内定者を決定します。（その際、願書の記載内容を確認するため、所得証明書のほかに種々の証明書を求めることがあります。）

※ 採用は、予算の範囲内で行います。

（2）選考結果通知

選考の結果は、2月中旬に各中学校長をとおして通知します。採用内定者は、本会が定めた期間内に、後記の採用手続を完了した後、正式に奨学生となります。保護者が市外に転居されたり、県外の高等学校等に進学された場合（通信制の課程は除く）及び期間内に採用手続をされない場合は、採用取消となります。

なお、採用内定者の進学先等については、各中学校より本会に報告されます。

6. 採用手続

採用内定者には、採用内定通知書と共に、借用証書等採用手続に必要な書類を配布しますので、必ず指定された期日までに本会に直接持参してください。特別の理由なく期日までに提出のない場合は、採用取消となります。

採用手続の際に、連帯保証人（本人の父母等親権者）を立てなければなりません。

連帯保証人とは、本人が借用を受けた奨学金の返還を終わるまで連帯して債務を負っていただく方です。なお、現在本会の連帯保証人になっていらっしゃる方で、主債務者に滞納がある場合は、連帯保証人になれません。

7. 採用されなかった場合等の提出書類の取扱いについて

提出書類は、申込後採用されなかった場合、採用取消になった場合もしくは申込後辞退した場合も返却いたしません。本会が責任をもって廃棄いたします。

8. 貸与

(1) 貸与方法

奨学金は、福岡銀行、西日本シティ銀行またはゆうちょ銀行に開設された奨学生本人名義の普通預金口座に振り込みます。

(2) 貸与時期

進学先が確定した人から順次、下記の3つの区分に分けて採用手続を行い、入学資金及び4月分の奨学資金を振り込みます。

- ① 私立高校に合格し、公立高校を受験しないため、当該私立高校に進学することが確定した人。（後に公立高校に進学したことが判明した場合には、直ちに奨学生の資格を失い、借入金額を一括返還して頂きますので、ご注意ください。）

採用手続	振込予定日
2月下旬	3月 9日

- ② 公立高校を受験し、公立高校の合格発表をもって進学先が確定した人。（公立高校に不合格となり、私立高校に進学する人を含みます。）

採用手続	振込予定日
3月下旬	4月10日

- ③ ①②以外の人で、公立高校の補充募集や通信制の高校に進学することが確定した人。

採用手続	振込予定日
4月上旬	4月27日

5月分以降の奨学資金は、毎月10日に当月分を振り込みます。
ただし、卒業する年度の3月分は前月の2月に合わせて振り込みます。
なお、振込日の10日が、銀行の休業日にあたる場合は、前営業日に振り込みます。

9. 本会への届出

次に該当する場合は、必ず本会へ届出なければなりません。（1ヶ月以内に届出）

- ・学校を退学・休学するとき
- ・転学（転科）するとき
- ・奨学金を辞退するとき
- ・本人または連帯保証人の住所・電話番号・勤務先等が変わったとき
- ・奨学生願書に記入された内容（家庭の状況等）が変わったとき

※届出が遅れて奨学金の過誤借用が発生した場合は、過誤借用分は直ちに返還していただくこととなりますので、速やかに連絡してください。

10. 貸与の停止及び取消

奨学生が次の状況に該当するときは、奨学金の貸与が停止または取消されます。

(1) 貸与の停止

- ・休学または長期にわたって欠席したとき
在学学校を休学する場合は、休学期間中の貸与を停止します。
なお、留年などによる貸与期間の延長はありません。
- ・学業または性行等の状況により指導上必要があると認めるとき
- ・卒業の年度に行っていただく、奨学金の返還手続き（秋頃を予定）を、正当な理由なく行わなかった場合は、貸与を停止する場合があります。

(2) 貸与の取消

- ・本会で規定する奨学生としての資格を失ったとき
在学学校を退学した場合は、貸与を取消します。
- ・奨学生として適当でない事実があったとき
他の公共団体、法人等が実施する奨学金との併給が判明した場合は、貸与を取消します。
- ・疾病等のため成業の見込みがなくなったとき
- ・操行が不良となったとき
- ・奨学金を必要としない理由が生じたとき
- ・在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- ・本会の奨学生であった両親・兄弟等の、滞納金が解消されないときは、貸与を取り消す場合があります。

11. 奨学生の学業及び生活状況の確認（高等学校等をとおして行います。）

本会の奨学生の学業及び生活状況について、調査書により在学高等学校長等をとおして確認を行います。

確認事項

- ・学業状況
- ・生活状況
- ・他の公共団体、法人等が実施する奨学金との併給

12. 返還

この奨学金は、奨学生が借用するものです。
 あなたの返還金は、直ちに後輩の奨学金として貸与することとなっています。
 借りたものは返すということが、きちんと行われてはじめてこの制度が成り立っています。
 約束した方法で必ず返還してください。

(1) 奨学金の返還方法

奨学金の返還は、原則として借用の際使用した奨学生本人名義の銀行口座から口座振替の方法で毎月返還していただきます。

(2) 返還の開始時期と返還期間

奨学金の借用終了後6ヶ月が経過した後、返還が始まります。
 返還期間は、9年以内（私立学校卒業者の一部は12年以内）です。
 ただし、借用期間が3年でない場合は、異なります。

(例) 借用期間が3年の場合

区分	奨学資金 月額	借用総額 (入学資金含む)	返還年数 (回数)	年間返還額	1か月あたり 返還額
公立	18,000円	698,000円	9年 (108回)	77,640円 ただし第1年次は 76,880円	6,470円 ただし第1回目は 5,710円
	15,000円	590,000円		65,640円 ただし第1年次は 64,880円	5,470円 ただし第1回目は 4,710円
	10,000円	410,000円		45,600円 ただし第1年次は 45,200円	3,800円 ただし第1回目は 3,400円
私立	25,000円	1,000,000円	12年 (144回)	83,400円 ただし第1年次は 82,600円	6,950円 ただし第1回目は 6,150円
	15,000円	640,000円	9年 (108回)	71,160円 ただし第1年次は 70,720円	5,930円 ただし第1回目は 5,490円
	10,000円	460,000円		51,120円 ただし第1年次は 51,040円	4,260円 ただし第1回目は 4,180円

(3) 延滞の場合

- ・借用を受けた本人が返還しない場合は、連帯保証人に返還の責任を負っていただきます。
- ・奨学金の返還を正当な理由なく怠った場合は、一括返還請求、法的手続、年 14.6%の割合による遅延損害金の請求を行うことがあります。

(4) 返還が困難になった場合

卒業後、大学等に進学したときやその他やむを得ない事由によって返還することが困難になった場合は、本会の定めた手続きにより一定期間返還を猶予することがありますので、ご相談ください。

(5) 返還の免除

本人が死亡、または精神もしくは身体の機能に著しい障がいを生じて労働能力を喪失する等のため、奨学金の返還が不能となったときは、届出によって返還未済額の全部、または一部の返還を免除することがあります。詳しくは、本会までお問い合わせください。

奨学生願書の記入について

奨学生願書は選考上大切な資料です。現在の状況をありのまま記入してください。
虚偽の記載があった場合は、奨学生採用の決定後でも取り消される場合がありますので、
ご注意ください。

※別紙① 奨学生願書記入見本を参考に、必要事項を漏れなく記入してください。

※訂正がある場合は2本線で修正のうえ、訂正印を押印してください。

※修正液の使用は書類の不備となる場合があります。

A 本人

申請者本人は、奨学金の借用を受ける生徒です。奨学金は生徒本人が借用するものですから、
父母等ではありませんのでご注意ください。

- (1) 氏名を記入し、カタカナでフリガナをつけてください。
- (2) 郵便番号と現住所を記入し、マンション名や号室まで書いてください。
- (3) 電話番号は、自宅電話番号と各人の携帯電話番号を記入してください。
該当する電話がない場合は、ナシと記入してください。
- (4) 進学希望校名は、出願時現在において第1希望の学校名を記入してください。
※福岡県内の高等学校等に限ります。(ただし、通信制課程は福岡県外を含む)

B 生計を同一にする家族及び所得

- (1) 生計を同一にしている人は同居・別居を問わず、全員記入してください。
カタカナでフリガナをつけてください。
- (2) 別居し独立の生計を営む兄弟や生計を同一にしない祖父母等や、死亡、生別した人は記入の必要はありません。
- (3) 続柄は本人からみた関係を記入してください。

父母について

- (1) 勤務先名は、現在の勤務先(会社名など)、連絡先電話番号を記入してください。
現在失職中の場合には、失職となった年月、雇用保険基本給付(失業保険)受給の有無を記入してください。
- (2) 収入額(税込)及び所得額欄は、次ページを参考に正しい金額を記入してください。
千円未満は切り捨てます。(生活保護世帯は、記入の必要はありません。)

○ 平成28年1月以降に転職・就職・開業・失職等がない人

1 給与所得のみの場合

所得証明書の給与収入の額を「給与収入額」の欄に記入し、給与所得の額を「給与所得額」の欄に記入してください。

(参考) 別紙③-I : 所得証明書見本 「給与所得の場合」

2 給与所得以外の所得のみの場合

確定申告書(控)の『収入金額等』の合計額を「その他収入額」の欄に記入し、所得証明書の各所得金額の合計額を「その他所得額」の欄に記入してください。

(参考) 別紙③-II : 所得証明書見本 「給与所得以外の場合」

3 同一人で給与所得と給与所得以外の所得がある場合

まず、所得証明書の給与収入の額を「給与収入額」の欄に記入し、給与所得の額を「給与所得額」の欄に記入します。確定申告書(控)の『収入金額等の合計額 - 給与額』を「その他収入額」の欄に記入し、所得証明書の各所得金額の合計額から給与所得を引いた金額を「その他所得額」の欄に記入してください。

○ 平成28年1月以降に転職・就職・開業・失職等

(所得証明書からは分からない家計の急変等事情)がある人は

所得証明書の他に下記の添付書類が必要です。(C欄にも○を付けてください。)

1 給与所得の場合

勤務先から「年収見込証明書」(12頁 様式A)の発行を受けてください。

または、直近3か月以上の給与明細書の収入金額から計算した平均月収額の1.5倍(年間収入金額とみなします)を「給与収入額」の欄に記入してください。(ボーナスが出ないことが明らかな場合は1.2倍します。)

(添付書類) 年収見込証明書(12頁 様式A)または
3か月以上の給与明細のコピーと、上記計算式により算出した年収額を
記した用紙(様式自由)

2 給与所得以外の所得の場合

3か月以上の帳簿を基に計算した平均収入額・所得額で年間収入金額・年間所得金額を推算してください。年間収入金額を「その他収入額」の欄に記入し、年間所得金額を「その他所得額」の欄に記入してください。

(添付書類) 帳簿のコピーと、上記計算式により算出した年間収入金額・年間所得
金額を記した用紙(様式自由)

3 退職して現在無職の場合

勤務先欄に、失職となった年月日、雇用保険基本手当(失業給付)受給の有無を記入してください。

雇用保険基本手当を受給中の場合は、受給できる最高限度額を給与収入として「給与収入金

額」の欄に記入し、同額を「給与所得額」の欄にも記入してください。

(添付書類) 離職票または雇用保険受給資格者証(ハローワークより交付)のコピー
または退職証明書(13頁 様式B)

本人・父母を除く家族について

幼稚園、小・中・高等学校、大学等各種学校に在学する人は、職業等：学生に○を付け、学校名や区分/学年の欄に記入してください。

会社員または自営業等お勤めの方は、職業等：会社員に○を付け、勤務先名の欄に会社名等を記入してください。

その他に該当する人は、職業等：その他に○を付け、その他の内容(無職等)の欄に記入してください。

C 特に配慮してほしい家庭の事情

該当する場合は○を付け、必要書類の添付や金額を記入してください。

(1) 「障がい者」とは、身体障がいのある人、精神障がいのある人、知的障がいのある人等とし、該当者の障がい者手帳のコピーを添付してください。

(2) 「長期療養者」とは、出願時現在において、6ヶ月以上にわたる期間療養中の人又は療養を必要と認められている人とし、出願時までの支出金額を基に、今後の療養見込期間に見合った支出額を算出して、1年間の金額を記入してください。(万円未満切り上げ)
(ただし、健康保険等により医療給付を受ける金額及び損害賠償等により補てんされる金額は除きます。)

(3) 「家計を支えている人の単身赴任等による別居」の控除は、家計を支えている人が単身赴任等で別居のために支出している金額(1年間分)を記入してください。原則として、住居費・水道光熱費の実費に限られます。(万円未満切り上げ)

※食費、帰省交通費、電話・通信費、NHK受信料、新聞代、ガソリン代、駐車場代、引越代等は控除の対象とはなりません。

※家庭の事情や介護等の理由により自発的に別居している場合は控除の対象とはなりません。

(4) 「災害(火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯)」の控除は、この1年間に被害を受けたため長期(2年以上)にわたって支出の増加または収入の減少がある場合に限りです。()に災害の種類、1年分の金額を記入してください。

※控除額は原則として次のとおりとします。

保険・損害賠償等により補填された場合は控除から除きます。

- ・日常生活を営むために必要な最低限度の衣料・家具の購入費、修理費等の金額
- ・田・畑・店舗等の長期にわたって収入減を予想される年間金額

(注) 単に被害額や復旧費をそのまま控除するのではないことに注意してください。
なお、所得税の雑損控除を受ける場合は、その額を記入して差支えありません。

(5) 生活保護を受給している場合、保護受給証明書（世帯全員記載分の原本）を提出してください。所得証明書の添付は必要ありません。

(6) 平成28年1月以降に転職している場合

(7) 退職して現在無職の場合

(8) 収入が減少した場合

⇒「平成28年1月以降に転職・就職・開業・失職等がある人」（9頁）参照

※添付書類が無い場合は、提出されている書類で選考を行いますのでご注意ください。

D 家族のなかで本会の奨学金を受けた人、又は現在受けている人

家族のなかで本会の奨学金を受けた（借用中を含む）人があれば記入してください。

E 署名

「本人」、「保護者」は、必ずそれぞれ自筆で署名し、それぞれ別の印鑑を押印してください。日付は、願書の学校提出日を記入してください。

年収(見込)証明書

※この年収(見込)証明書は、平成28年1月2日以降に勤務先変更(中途就職・転職)があった場合の様式です。申込日現在の勤務先に作成を依頼してください。

公益財団法人福岡市教育振興会会長 殿

勤務者氏名 _____

採用年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※平成28年1月1日以前に採用された場合は、この様式は使用できません。

切り取り線

給 与	※控除前の「総支給額」から「非課税通勤費」を差し引いた金額を記入してください。	
(月額)	(年額)	
円	× 12ヶ月 =	円
※月によって変動がある場合は平均を算出してください。	※収入の算出は、1年分の収入金額が必要です。申込時点で1年に満たないときは、見込分を推計して年収を記入してください。	
賞 与		
賞与 ⇒ 有	・	無 (未定)
※有の場合の支給年額	=	円
給与(年額)と賞与の合計	円	

《 備 考 欄 》

上記のとおり証明します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

事業所名(会社名) _____

印

退職証明書

公益財団法人福岡市教育振興会会長 殿

氏名

上記の者は、平成 年 月 日付けで当社を退職したことを
証明します。

平成 年 月 日

事業主名

印

切り取り線

※この「奨学生を志望する皆さんへ」でなお不明または疑問の点がある場合は、本会に問い合わせてください。

福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市役所行政棟6階
公益財団法人福岡市教育振興会
TEL (092) 721-1709